

地方独立行政法人岐阜県総合医療センターの中期計画の変更について

地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の中期計画について、地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 1 月 27 日付で法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、これを認可することに関する同法第 26 条第 3 項の規定に基づく当評価委員会の意見について検討する。

1 前提となる事実

平成 22 年 4 月 1 日に地方独立行政法人法（以下「法」という。）第 26 条第 1 項の規定により知事が認可した地方独立行政法人岐阜県総合医療センター（以下「法人」という。）の中期計画（知事から指示された中期目標を達成するための計画）について、今般、記載事項の変更の必要が生じ、法人から知事に対し変更の認可の申請があったため、同項の規定により認可しようとするもの。

2 中期計画変更の概要

法人は、平成 24 年度以降において、小児医療の拠点機能の充実を図るため、以下の事業を実施することになった。

- ・高度・専門的な医療体制の下で医療的ケアを必要とする 18 歳未満の重症心身障がい児のための入所施設を整備する。
- ・小児集中治療室（P I C U）を整備し、小児救急医療体制の強化を図る。
- ・その他、これらの整備と併せ、外来や検査部門など小児医療の拠点機能を整備する。これらは当初中期計画を策定した時点では予定していなかったものであるため、当該内容及び事業費を反映させた中期計画とするもの。

3 整備の概要

(1) 新棟の整備

- 場 所：岐阜県総合医療センター敷地内（駐車場として利用中の南西角）
- 延床面積：約 4,800 m²
- 事業費：約 32 億円
(財源：県補助金 約 4 億、県貸付金 約 27 億、法人自己財源 約 1 億)
- 階 層：地上 7 階
- スケジュール：H24 年度 基本・実施設計 H25～27 年度 建設工事
H27 年度 供用開始予定
- 主な機能 ①重症心身障がい児病棟の整備(病床 30 床、うちハイケア病室 16 床)
②小児科外来を本館から移転し、診察室の数を拡充(7 室→10 室)
③小児の診療のための検査機器(MR I・C T)を新設

(2) 本館機能(小児救急医療体制)の強化

- 小児集中治療室(P I C U)の整備